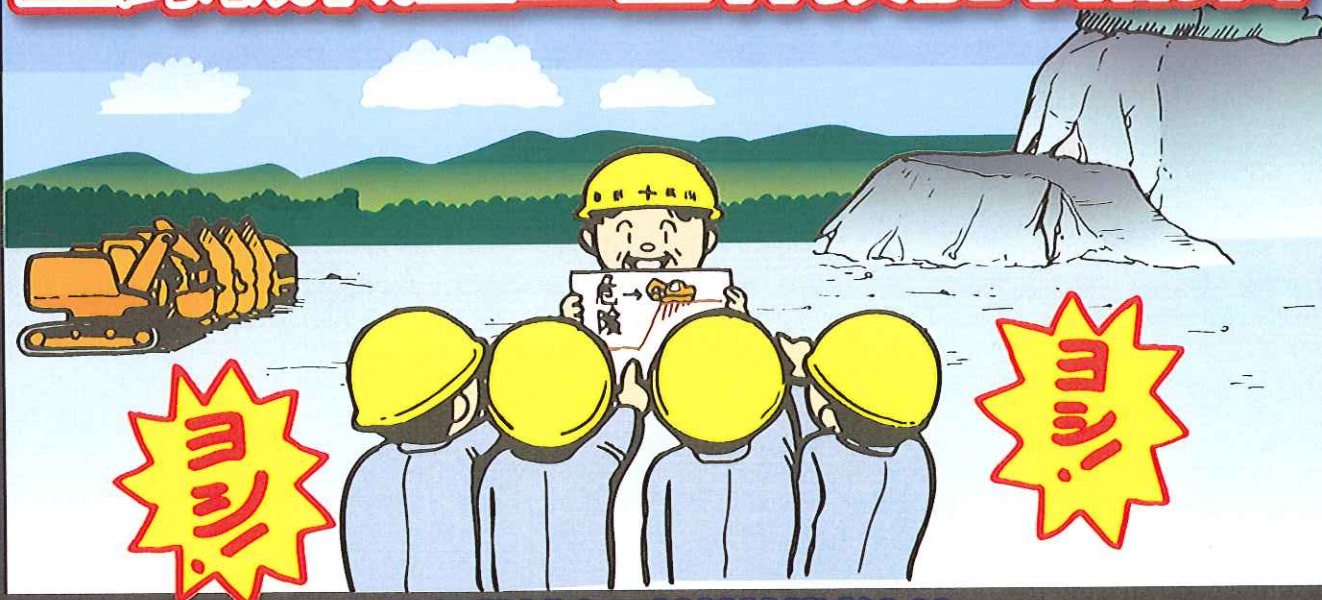


基幹技能者

工事現場の中核的役割を担うものに与えられる新しい公的資格
経営事項審査Z(技術力)に3点評価

国土交通大臣

登録機械土工基幹技能者講習



登録機械土工基幹技能者とは

工事現場において、基幹的な役割を担うために必要な技能に関する講習であって、建設業法施行規則の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を修了した者をいいます。

登録機械土工基幹技能者になるためには

●新たに資格を取得する人は？ 登録講習(3日間)を受講します

受講資格

10年以上の機械土工実務経験者で公的資格をもつ者
(そのうち職長職を3年以上経験した者)

講義と試験

基幹技能一般知識、基幹技能関係法令、建設工事の施工・工程・
資材管理等の講義とその試験を行う

講習開催日

支 部	実施場所	実 施 時 期	支 部	実施場所	実 施 時 期
関 東	東京都	平成 25 年 6 月 21 日(金) ～ 23 日(日)	東 北	仙台市	平成 25 年 10 月 11 日(金) ～ 13 日(日)
静 岡	藤枝市		関 東	東京都	
中 部	福井市		静 岡	藤枝市	
近 畿	大阪市		中 部	名古屋市	
中 国	広島市		近 畿	大阪市	
九 州	福岡市			浦添市	

※経営事項審査で加点評価の対象となる建設業の種類一とび・土工工事業、土木工事業

お問い合わせは 一般社団法人 日本機械土工協会

〒110-0015 東京都台東区東上野5-1-8 上野富士ビル9階

TEL 03-3845-2727 FAX 03-3845-6556

URL <http://www.jemca.jp>

平成25年3月12日
一般社団法人日本機械土工協会

平成25年度

登録機械土工基幹技能者講習の実施計画(案)について

1. 登録機械土工基幹技能者講習の開催

(平成25年6月21日(金)～23日(日) 講義・試験) —新規申込者—

支部	実施場所	実施会場	電話	定員
関東	東京都	「機械振興会館」105-0011 港区芝公園3-5-8	03-3434-8211	60名
静岡	藤枝市	「静岡県建設学院」426-0007 静岡県藤枝市潮105-5	054-644-2722	40名
北陸	福井市	「福井県中小企業産業大学」918-8135 福井市下六条町16-15	0776-41-3775	30名
近畿	大阪市	「エル・おおさか」(大阪府立労働センタ)540-0031 中央区北浜東3-14	06-6942-0001	80名
中国	広島市	「RCC文化センター」753-0015 広島市中区橋本町5-11	082-222-2277	54名
九州	福岡市	「リファレンス駅東ビル」812-0013 福岡市博多区博多駅前1-11-14	092-534-0058	80名

(平成25年10月11日(金)～13日(日) 講義・試験) —新規申込者—

支部	実施場所	実施会場	電話	定員
東北	仙台市	「仙台青葉カルチャセンタ」980-0811 青葉区一番町2-3-10(予定)	022-225-2698	
関東	東京都	「機械振興会館」105-0011 港区芝公園3-5-8	03-3434-8216	60名
静岡	藤枝市	「静岡県建設学院」426-0007 静岡県藤枝市潮105-5	054-644-2722	40名
中部	名古屋市	「タナベ名古屋研修センター」481-0041 北名古屋市丸之坪山73-1	0568-25-2721	80名
近畿	大阪市	「国民会館」540-0008 中央区大手前2-1-2 国民会館住友生命	06-6941-2433	80名
	浦添市	「沖縄建設労働者研修福祉センタ」901-2131 浦添市牧港5-6-7	098-876-6167	60名

(注)登録講習の受講者が少ない場合、中止することがあります。

2. 登録講習の概要、申込方法につきましては、協会HP、<http://www.jemca.jp/>

3. 取得する建設業の種類 : ①とび・土工事業 又は ②土木事業

4. 受講申込み要件

①講習申込書

②住民票(抄本)

③技能・技術公的資格証明書類 (1・2級の建設機械施工技士・施工管理技士(土木、建築及び管工事並びに造園)、足場組立て、地山掘削など作業主任者技能講習、玉掛け、小型移動式クレーン等車両系建設機械の運転技能講習等の、合格証、修了証のいずれか1つだけ)の写し

④機械土工の実務・職長経験証明書(実務10年以上、職長(職長教育修了後)3年以上)(事業主証明)

⑤職長経験証明 職長教育修了証(労働安全衛生法(60条))の写しか、又は事業主以外の元請の建設業者等の証明書類

5. 受講手数料: 登録講習 30,000円/人

6. 受講助成制度: 厚生労働省所管の各都道府県労働局が実施する建設教育訓練助成金(第4種技能実習)制度による、受講者一人当たり7,000円/日の賃金助成(受講後建設事業主が2か月以内請求厳守) またはキャリア形成促進助成金(職業訓練計画等)による賃金助成(登録講習)

7. 資格の効果: 技術力として経営事項審査で3点評価

8. 問合わせ先: 一般社団法人 日本機械土工協会 110-0015 東京都台東区東上野5-1-8 上野富士ビル9階

Tel03-3845-2727 Fax03-3845-6556